

1. 高齢者分科会の役割と介護保険制度の 概要について

(別添資料)



加賀市市民健康部介護福祉課

令和3年7月1日

諮問及び付議の報告

- 健康福祉審議会は高齢者に関する事項について市長の諮問を受ける
- 健康福祉審議会は高齢者分科会に付議する

①加賀市健康福祉審議会は、市長の諮問に応じ専門の事項について調査審議し答申する

②専門の事項を調査審議するため分科会を置く

③分科会の決議をもって審議会の決議とする

④審議会会長は市長の諮問を受けたときは、分科会に付議することができる

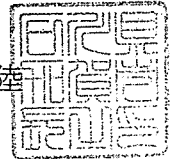
加賀市健康福祉審議会条例及び規則より



発 加 福 第 8 号
令和 3 年 6 月 2 5 日

加賀市健康福祉審議会長 様

加賀市長 宮 元



加賀市健康福祉審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会からのご意見・ご助言を賜りたく諮問いたします。

記

1. 地域福祉に関する事項
2. 高齢者に関する事項
3. 障がい者に関する事項
4. こどもに関する事項
5. 健康に関する事項
6. その他健康及び福祉施策の推進に関する事項



発加健審第1号

令和3年6月25日

加賀市健康福祉審議会
高齢者分科会 会長 様

加賀市健康福祉審議会
会長 谷本直人



諮問事項の審議について（付議）

令和3年6月25日付けで市長から諮問のあった下記事項について加賀市健康福祉審議会規則第2条に基づき貴分科会へ付議します。

記

1 付議事項

(1) 高齢者に関する事項

2 付議事項の審議方法

(1) 前項第1号の諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。